

竹原市総務文教委員会

令和3年11月26日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第57号 竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する条例案
- 2 議案第64号 令和3年度竹原市一般会計補正予算（第9号）

(その他)

- 1 総務文教委員会（令和3年10月28日開催）でのデマンド交通に係る質問への回答について
- 2 創業支援拠点の創設について
- 3 閉会中の継続審査の申出について

(令和3年11月26日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席

委員外議員出席者

氏 名
下 垣 内 和 春
竹 橋 和 彦
堀 越 賢 二

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議 会 事 務 局 主 任 主 事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
財 政 課 長	向 井 直 毅
産 業 振 興 課 長	國 川 昭 治
資 産 活 用 担 当 課 長	井 上 顕 良
企 画 政 策 課 長	三 上 満 里 子

午前9時56分 開会

委員長（今田佳男君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第4回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりです。付託議案の説明、質疑、討論、採決を終えた後、その他事項として報告案件を受けてまいります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、委員会を開催していただきありがとうございます。

本日は、令和3年第4回定例会へ提案させていただいております議案のうち、議案第57号及び議案第64号の2議案につきまして本日説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（今田佳男君） それでは、議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第57号竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） それでは、市議会定例会提出議案でいいますと、5ページ、6ページでございますけども、竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する

条例案を次のように提出するものでございます。

提案理由につきましては、利用者のニーズの変化などを踏まえ、仁賀生活改善センター及び田万里生活改善センターを廃止するため、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、別紙により説明をさせていただきます。

竹原市生活改善センターの廃止についてでございます。

1として、趣旨でございますが、竹原市生活改善センターにつきましては、地域住民の豊かな人間形成と地域連帯の高揚を図り、社会生活及び生産機能の向上に資するため設置しているところでございますが、現在の利用状況を踏まえてセンターを廃止するものでございます。

2として、竹原市生活改善センターの概要及び利用方針等について説明をさせていただきます。

まず、仁賀生活改善センターでございますが、建築年といたしましては昭和57年、利用者については令和2年度が2,221人でございます。

現状及び課題でございますが、仁賀地域交流センターと併設しており、管理運営もセンター長が行うなど一体的利用されておりますので、利用者は多い状況でございます。一方、施設を市役所においては地域づくり課と産業振興課の2課がそれぞれ管理しておりますので、事務が非効率であるというところがございます。

廃止後の利用方針でございますが、施設を統合し、地域交流センターとして運営するものでございます。管理につきましては、地域づくり課が行うものです。効果については、施設が1つになることから地域住民にも分かりやすくなります。また、市においては事務が効率化されると考えております。

地元対応につきましては、令和3年10月26日でございますが、自治会長及びセンター長に生活改善センターの廃止について説明をいたしまして、理解を得ているところでございます。

次に、田万里生活改善センターですが、面積が136.84平方メートルで、建築年については昭和58年でございます。利用者につきましては、令和2年で185人というところでございます。

現状及び課題ですが、まず高齢化が進んでいること、また田万里地域交流センターが近くにあり、生活改善センターは自治会等が月に数回利用している程度でございますが、利用者が少ない状況になります。地域の協議会及び民間団体等が利用を希望してござい

て、田万里町自治会において今後の利用について自治会員への文書を配布するなど、このことへの理解が進んでいるところでございます。地域の協議会及び民間団体の利用という部分については表の下に記載させていただいておりますが、田万里町で生産される農産物を活用した商品の製造拠点、食堂及び農業体験者用の宿泊施設として利用を予定されております。

次に、廃止後の利用方針ですが、上記の協議会のほうに賃貸借する予定としております。

効果につきましては、施設が有効に活用される、また管理費、経費が削減できるとともに施設の使用が見込まれるものであります。

地元対応につきましては、令和3年11月7日でございますが、11自治会役員会で同センターの廃止及び今後の利用方法について説明をし理解をいただいております。

廃止日につきましては、令和4年3月31日でございます。

今後の予定といたしましては、本定例会で提案させていただきました後、この両施設につきましては、山村地域農林漁業特別対策事業補助金また電源立地促進対策交付金事業、この2つの補助金を活用しておりますので、その廃止手続を行うこととしております。なお、この補助金等については耐用年数24年ということでございますので、両施設ともその年数をクリアしているということからおおむね今大丈夫だろうというお話をいただいております。

その後、4月から仁賀生活改善センターにつきましては地域交流センターのほう、田万里生活改善センターにつきましては地域と協議した後、賃貸借に入るという形を予定しております。なお、田万里生活改善センターにつきましては、老朽化が進んでいるということで、地域の協議会等でリフォームをしたいということで話を伺っているところでございます。

竹原市生活改善センターの廃止につきましては以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） それでは、お聞きします。

改善センターの令和2年度の利用者数を見たら、仁賀が2,000人で田万里が185人ということになっておりますが、本来建設された昭和57,58年、今、令和2年度の

利用されている方の改善センターの利用目的は、従来の趣旨のところでは御説明があったような社会生活及び生産能力の向上に資するための目的で最近も使われていたのか、また別の何か使われ方をしていたのかという違いがありますか。

委員長（今田佳男君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） まず、この両施設につきましては、先ほど説明させていただきました山村地域農林漁業特別対策事業補助金というものを活用させていただいておりますので、生活改善センターとして設置をさせていただいておりますが、利用につきましては、まず仁賀生活改善センターについては、地域交流センターと併設ということでございますので、既に管理につきましても地域交流センターのセンター長、主事において管理いただいておりますので、利用についてはおおむね地域交流センターと一体的に使っているということでございます。

また、田万里につきましては、加工所等も併設はされておりますけれども、現在では地域交流センターを利用される機会が多くなっておりまして、現在の利用では自治会の会議等での御利用が大半であるということでお聞きしております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） ということは、おおむね地域交流センターで賄えることを令和2年度でもこれだけの人数が使用されていたという解釈でよろしいわけですか。

委員長（今田佳男君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 仁賀の地域生活改善センターについては、交流センター併設ということで、交流センターのほうにそういうスペースがございませんので、地域交流センターの利用者がおおむね生活改善センターをイコールで利用しているという状況になっております。

委員長（今田佳男君） 田万里も。

産業振興課長（國川昭治君） 田万里につきましては、自治会が管理しているということもございまして、おおむね自治会の会議のみで使用されているというような状況です。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。

田万里の改善センターを民間団体に貸すというお話が出ているのですが、具体的などれだけの金額でお貸しするとかというふうな話は進んでおられますか。

委員長（今田佳男君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 現在の状況ですが、具体的な金額についてはまだ協議していないところがございますが、市の一般的な賃貸借の条件であります固定資産評価額を参考に決定していきたいと思っております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） そんなに膨大な金額にはならないとは思いますが、確定した時点で何らかの機会に委員会等に報告していただけるようお願いできますか、委員長。

委員長（今田佳男君） この案件が進む途中でも報告をしていただくということによろしいでしょうか。

産業振興課長（國川昭治君） はい。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（川本 円君） 結構です。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

松本委員。

委員（松本 進君） お尋ねしたいのですが、この間の一括質疑のときに私が大枠で質問したのは、生活改善センターの設置目的があって、本来いろいろ廃止するというに当たっては、設置目的は基本的に役割は果たしたとか終了したとかというような受け止めで廃止とかいろいろされるというのはあり得ることだと思っておりますが、要するに設置目的の分は今でもあるといたしますか、生活改善センターを設置した目的は今でもその必要性があるということはお答えがあったと思っておりますが、そこで地域交流センターとの話が出て、一体的に使っているとかというのだけれども、ここにある生活改善センターの設置目的をもう一回紹介させていただくと、第1条の中にあって、住民の豊かな人間形成、地域連帯の高揚を図ると、そしてまた社会生活及び生産機能の向上という生活改善センター本来の目的、きちっと位置づけられていると思っております。

それが、旧公民館、地域交流センターの調理場とかいろんなところでの、調理とかそういうことだけは共通があるかもしれない、似たようなところもあるかもしれないけれども、こういった機能上の、生産機能の向上とかそういう改善センターの果たす役割がもう終わったということはないようですから、そことたまたま交流センターでのそういう調理というものの分とは、私はちょっと違うのではないかなという点を確認しておきたい。

委員長（今田佳男君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 先ほど委員からもございましたとおり、生活改善センターにつきましては、住民の豊かな人間形成と地域の連帯の高揚を図り、社会生活及び生産機能の向上に資する目的で設置しているところでございますが、両施設とも設置以来地域での行事などで利用されていることで条例の定めている目的は果たしてきたところでございます。

仁賀生活改善センターにつきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、地域交流センターに併設されていることから地域の交流センターと一体的に管理運営されてきたところでございます。利用につきましても、それぞれ地域改善センターの目的、地域交流センターの目的の下運営されておりますけれども、一体的になったところで、今後施設を統合した後もこれまでと同様に住民の皆さんに利用いただけるものと考えておりますので、引き続き目的を果たしてまいると考えております。

また、田万里生活改善センターにつきましても、施設の老朽化などによりまして利用者が少ないということではございますけれども、自治会、地域の協議会との協議の中で今後さらに有効的に使っていきたいということでございますので、やはり目的は引き続き果たされていくものと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私がお尋ねしたのは、それぞれの交流センターの調理場とか、あとこの生活改善センターの設置目的のことを紹介して意見を求めました。そこは、今の説明では違うところの説明をそれぞれされているのかなということで指摘しておきたいと。

それから、2点目にお聞きしたいのは、こういった2か所の生活改善センターが廃止するという提案で、広さは全部で、田万里が137平米、仁賀165平米、合わせて302平米ぐらいなのですけれども、竹原市が公共施設の管理、総合管理計画というのを2017年につくって、公共施設の白書を19年につくって、それぞれ人口減少に見合ったように公共施設を縮小するという基本的な方針があると思うのです。それから見て、今の2か所に限定してみれば300、僅かな施設なのですけれども、廃止した場合の後の公共施設としての管理計画の位置づけといいますか、そこはどれくらい、今、進捗状況といいますか、そこはどうなっているかというのをお聞きしたいし、コスト削減の効果ということについても聞いておきたい。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画のお話もございまして、公共施設白書ということでございます。

このことにつきましては、公共施設を適切に維持管理していくために、行政サービスの水準を維持しながら適切な施設の保有量となるよう取り組むということにしております。その中で、この計画に基づきまして施設の更新、統廃合、長寿命化などを実施していくことといたしております。検討を進めるための基礎資料として、先ほど委員から御紹介ありました白書を作成しているところでございます。

お話がございましたように、仁賀生活改善センター、田万里生活改善センターを合わせますと300幾らの延べ床面積の削減になるということになるかと思いますが、それぞれの施設、仁賀につきましては地域交流センターと併設されているということ、田万里につきましては廃止後におきまして施設の有効活用ということでございます。

一括質疑の際にもお答え申し上げましたが、施設の有効活用というのが大きな目的でございます。コストの面も確かにございますが、そういった意味も含めまして今後ある施設を有効に活用というのは共通しておりますので、その点も踏まえまして、確かに総合管理計画も進めていかなければならない中でございますが、施設の有効活用という面と金額も含めましてコストの面でも有効な活用が図られると思っておりますので、その点御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 指摘にとどめたいと思うのですけれども、いろいろ公共施設白書に基づいて、人口減少38%だったと思っておりますけれども、それに基づく公共施設を縮減するという基本的な方針があつて、その良し悪しはいろいろ意見があつて私も述べておりますけれども、一つはそういった、例えばこういった生活改善センターを廃止する、跡地等は有効活用する、それぞれあるのですけれども、そこでの把握をして、コスト削減の見方は執行部との違い、私との違いはあるかも分かりませんが、少なくともこういう基本方針の分では、いくら減らしたらこれだけコスト削減になるとかというのは分かりやすくしていく必要があるのではないかなということを指摘しておきたい。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（松本 進君） はい。

委員長（今田佳男君） ほか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第64号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程いたします補正予算案について御説明をいたします。

お手元にお配りいたしております令和3年度補正予算案の概要に基づきまして説明をさせていただきます。

このたびの補正予算案につきましては、庁舎移転に向けた施設整備に係る設計費用、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額に3億2,305万8,000円を増額し、総額を141億4,556万円とするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の追加、変更を行う内容となっております。

歳出予算の補正内容につきましては、総務費、民生費、衛生費において追加計上を行うもので、その個別の内容につきましては2ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、2ページをまずお開きいただければと思います。

まず、総務費、総務一般事務に要する経費について、例規整備委託料110万円の追加計上を行うものです。

内容につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年4月1日から地方公務員の定年の段階的な引上げ措置が講じられることから制度の円滑な導入及び適正な運用を図るため、必要な条例等の新規制定、改廃の検討、洗い出し作業、条例案の作成などの例規整備を行うものでございます。あわせて、事業が来年度に及ぶことから繰越しを行うものであります。財源につきましては、一般財源であります。

続きまして、総務費、庁舎移転事業に要する経費について、測量設計委託料1億5,000万円の追加計上を行うものです。

内容につきましては、建築後50年以上が経過し、設備等が老朽化するとともに耐震性を有しておらず、災害対策拠点としての機能に支障がある現庁舎から耐震性を備えただけはら合同ビルへの移転に向けた施設整備を行うための測量設計を行うものでございます。

あわせて、事業が来年度に及ぶことから繰越しも行うものであります。財源につきましては、起債を1億3,750万円を充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、民生費、生活困窮者自立支援事業等事業に要する経費について、住居確保給付金41万5,000円を追加計上を行うものです。

内容につきましては、休業等により収入が減少し住宅を喪失した方または喪失するおそれのある方に対し、住居の確保に向けた支援を行うため住居確保給付金事業を現在実施しているところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当該制度要件が拡充をされたため予算に不足が生じたものでございます。拡充の内容につきましては、支援期間が最大9か月だったものから12か月に延長をされたものでございます。財源につきましては、国庫支出金を31万1,000円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

次に、3ページでございます。

民生費、一般事務に要する経費について、地域医療介護総合確保事業補助金4,609万7,000円の追加計上を行うものです。

内容につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため補助対象事業を実施する事業者に対し補助金を交付するもので、このたびは介護ロボット、ICT導入を行う社会福祉法人仁寿会と介護職員の宿舍施設整備を行う社会福祉法人的場会に対し補助金を交付するものでございます。財源につきましては、県支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

続きまして、衛生費、予防接種に要する経費について、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億2,544万6,000円の追加計上を行うものです。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種を実施するものとなっております。あわせて、事業が来年度に及ぶことから繰越しを行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

委員会資料1ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。

歳出の説明に併せまして特定財源につきましては触れさせていただきましたので、国庫支出金等の内容については説明を省略させていただき、財政調整基金繰入金を1,370万4,000円増額し、最終的な収支の均衡を図っております。

次に、4ページをお開きください。

繰越明許費についての補正について御説明をさせていただきます。

まず、追加分のうち、総務費、地方公務員の定年引上げに伴う例規整備事業及び庁舎移転事業、それから衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては歳出予算のところの説明をいたしましたので省略をさせていただきます、追加分の中の土木費におきまして、市道忠海中学校線道路改良事業、それから橋梁維持改修事業、それから緊急自然災害防止対策事業及び緊急浚渫推進事業につきましては、令和3年7月7日からの大雨被害に係る災害復旧工事を優先しているため繰り越すものでございます。

それから、新開土地区画整理事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地権者協議に不測の日数を要したことなどから繰り越すものでございます。

次に、災害復旧費、令和3年公立学校施設災害復旧事業につきましては、工法選定に時間を要し、十分な工期を確保できないため繰り越すものでございます。

続きまして、変更でございます。

災害復旧費、令和3年公共土木施設災害復旧事業につきましては、災害復旧に係る需要の増により、工期が来年度に渡るものについて繰越しを行うものでございます。

最後になりますが、債務負担行為でございます。

まず、議会だより印刷に要する経費、印刷用紙購入に要する経費、地域公共交通に要する経費、広報たけはら印刷に要する経費、水質・降下ばいじん検査業務に要する経費、指定ごみ袋作製配送業務に要する経費につきましては、4月1日からの業務委託契約を行うため、年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

それから、被害農業者救済資金利子補給に要する経費につきましては、令和3年7月7日からの大雨被害による被害農業者救済資金を借り入れた者が行う利子の償還に対し利子補給を行うため、債務負担の追加を行うものでございます。

すみません、申し訳ない、失念をいたしておりまして、3ページにお戻りいただきまして、先ほどの介護施設等整備事業におきまして2法人に補助金を交付するというところで、こちら補助金の交付額を記入をしておりませんが、仁寿会に対する介護ロボット、ICT導入費用につきましては2,520万円、それから介護職員の宿舎施設整備事業につきましては補助額は2,089万7,000円ということで、内訳になっておりますので、すみません、追加で説明をさせていただきます。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） それでは、2 ページのところの庁舎移転事業についてお伺いします。

今回設計委託料ということで1億5,000万円つけているようなのですが、今現在において、一旦白紙に戻して再出発されたと思うのですが、実際商工会議所とのすり合わせが以前よりか進んだからこういった事業を展開していくというふうな解釈でこの場合はよろしいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

新聞報道でもございましたように、商工会議所さんのほうにおかれましても移転に関する委員会を設けられまして、移転の方向性については常議員会のほうで決議もされたということもございます。また、今回は本市の緊急防災・減災事業債の起債の関係もございまして、その予算的な裏づけということで今回この設計委託料の補正予算をさせていただきました。まだ移転先を決定はされておませんが、その方向性を見いだすために移転の検討委員会で移転先を決められるということでございますので、我々もその点は情報を共有しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） ですから、商工会議所のほうも移転に向けて動いていると、緊防債の絡みもあってこのタイミングで測量も始めなければいけないというふうなのだろうと思っておりますので、それは分かりました。

次のところの下段の住居確保給付金事業についてお伺いします。

私も勉強不足でこういった給付事業があるというのをよく知らなかったのですが、今回拡充制度で最大9か月から12か月に変わったということなのですが、その要件の中で住居を喪失した、また喪失のおそれのある方についてというふうな文言になっておりますが、おそれがあるというのはどういったところで判断されるのか、今現在何世帯ぐらいがこの給付事業に入っておられるのか、対象になっているのか、分かれば教えてください。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、住居の喪失のおそれがある方という部分でございますけれども、こちら、結局は所得要件という形で、そういった生活困窮に対する相談というの

を社会福祉協議会のほうで受けていただいております、その中で所得が基準額、それぞれの世帯ごとに基準額というのがあるのですけれども、その基準額を下回る方、こういった方に対してこの制度は活用できるということで、単身世帯であれば収入がおおむね7万8,000円を下回る方、月額なのですけれども、こういった方についてはこの要件に該当するというので、そういった方については3万3,000円を上限に毎月こういった住居確保の給付金が支給されるというような仕組みになっております。

現在、予定者も含めまして3名の方がこの制度を活用される予定となっております、予算上は、これは不特定ということで毎年予算を計上はさせていただいているところがございますけれども、こういった実情を踏まえまして今回不足額を追加をさせていただくというようなことで御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） ですから、基本的には生活困窮者に向けての制度ということですね。今回拡充の内容が増えたということなのですけど、一定期間という期間を特に区切っている制度なのですか、これは。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） そうです。期間としては年度、年度年度で区切っているような制度で、また来年度については改めて必要な予算を計上していくというようなことになろうかと思います。

委員（川本 円君） 分かりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ございますか。

道法委員。

委員（道法知江君） まず、今のに引き続きということでお伺いさせていただきたい。住居確保給付金の事業なのですけれども、私も一般質問をさせていただいたときに、ひとり親家庭の住居ということで、県のほうで多分11月から4万円分が支給されるというふうだったと思います。そういった方々も対象にはなるのかどうかということ。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 申し訳ありません。その制度とこれが、両方が同時使えるかどうかというのは、申し訳ない、私のほうでは把握はいたしておりませんので、またそこは

確認をさせていただければと思います。申し訳ありません。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（今田佳男君） では、後ほど確認してください。

委員（道法知江君） すみません。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 庁舎移転のことなのですからけれども、補正予算でこれだけの金額を出したということは、先ほど説明があったように、有利な起債があったということなのですから、有利な起債というのはどういうものか、もう少し詳しく具体的に教えていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 有利な起債ということでの御質問です。

今回我々が想定しておりますのは、緊急防災・減災事業債といった形のものになります。これが、充当率が100%、そのうち交付税算入率が70%という形のもので。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） いつ決定になったのですか。今回の補正に上げたということなので。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） すみません。この制度自体は災害対策として設けられてきて前からある制度なのですが、令和3年1月に総務省等との協議の結果、我々が想定している事業に対しておおむね6割該当するであろうというお答えをいただきまして、そこで事業を進めようという判断はしたところです。

その中で、商工会議所等と話を進めていく中で、会議所さんのほうが移転に向けて検討を始められたというところで、今回補正予算として計上させていただいたという形です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） かなりの金額なので本来ならば当初予算で上げるべきなのかなというふうな感じがしたのですが、いろいろ交渉等もあったということでこの時期になった。今回の補正で上げたということだと思います。

それで、測量設計ということだと思いますが、広さです、実際に庁舎として使わ

れる広さというのはどれぐらいなのですか。当初の25年、26年ぐらいのときの調査がありますけども、数字が出ていますが、それと同じ広さの延べ床面積、庁舎として活用するに当たっての広さはどれくらい。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 庁舎としての使い方としての床面積のことですが、基本的には合同ビルそのものが変わっておりませんので、当初、平成24年当時以降説明させていただいた施設が対象ということにはなりません。

ただ、このたび緊防債を使わせていただくということで、災害対策を、特に浸水対策を起債の条件という形で、国のほうの制度がそうなっております。そのためにもしかしたら計画次第では1階部分のほうが主要な室等が配置できない可能性もあります。そこら辺を含めて、このたび設計の中の計画の段階で明確にしていきながら使えるスペースを確保しつつ庁舎移転を進めていきたいとそういうふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 丁寧な御説明をいただきました。

そうなると、整備計画というか事業計画というのを出していかないといけないのではないか、今後のスケジュールなのですけども、それはどのように考えておられるのか。先ほど言った、1階部分の浸水がされる可能性もあるので、駐車場のほうだと思いますけども、使えなくなるということになると、今までの計画は全部白紙には戻っているのですけども、そうなると高度情報通信基盤整備とかそういったものも機器を入れていかないといけないですし、そういったもろもろのことを、事業計画、スケジュールというものは出していかないといけないと思いますけども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

それと、市庁舎の規模です。例えば分散型ということもいろいろ協議していかないといけないことも大いにあると思うのですけども、ただ合同庁舎だけの今の状況の整備計画ということだけが上がってきているので、何か皆目、私たち全く資料がない、事業計画に沿ったスケジュールも全くない、そういった中で補正を通さないといけないので、もう少し具体的な説明をいただければなど、今後の事業計画、スケジュールについて。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 今後の事業スケジュールというところですが、今年度中、できるだけ早い時期に発注をかけまして調査設計にかかっていたいというところではあります。

全体的な流れとしましては、今年度、来年度をかけて合同ビルの改修に関して、我々として全体的にもともの目標どおり、集約をしてあそこへ移転をするというところの目標自体は今のところ変わっておりませんので、2か年、今年度、来年度をかけて設計を行って適切な配置をあのビルの中で行うというところを想定しながら設計を進めていきます。令和5年度には工事を行いたいと、そういうようなスケジュール感で現在のところは考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 聞くのだったら聞いたら。

委員（道法知江君） 今の課長の答弁をしていただいて、私たちが納得した、はいそうですかということは、私は全く想像ができないというか、いわゆる今回は設計の測量委託ということの費用で上がってきている。だけど、いわゆる分散型になるのかとなると、建物そのものの、庁舎そのものの防災機能も生かしたものではあるけれども、今後取得費というのも入ってきますし、どのぐらいかかるのかなというのが全く想像がつかないのですが、もう少し分かりやすく説明していただけるとありがたいのですが。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 冒頭の話にも戻りますけど、今年の3月に市長が議会のほうに表明させていただきました有利な緊急防災・減災事業債の活用ということで、これは当然地元の国会議員、県議員にもお力をいただきましてこの起債のめどが立ったということでございます。

委員のほうからなぜ今回の補正予算で来年度の当初予算ではないのかという御質問もございしますが、この時期になりましたのは、令和3年度の起債に関して有利な起債の活用が本市で見込まれるということもございしますし、冒頭申し上げましたが、商工会議所さんも移転に向けて検討委員会を設けられまして、その前段で常議委員会の中で移転の方向性については決議されたというのもございしますので、我々として少しでも早く業務に着手いたしまして庁舎移転が成就できますようにということでございます。

分散の話もございましたが、できる限り当然同じ建物の中に庁舎の機能が入るべきと思っておりますし、ただ1階の浸水区域ということもございしますが、その中でいかに有効活用ということで、委員のほうから常にありますが、特にデジタル化の関係、ICTの関係の配線等も加味しなければならないということもございます。

事業計画という話もございまして、当然それも見据えまして行わなければなりません

し、先ほど資産活用担当課長も申し上げましたが、設計の次はたけはら合同ビルの取得も含めましての取組に移りますので、その点商工会議所さんの動きの関係もございしますが、その動きに呼応する形で我々も動かなければなりませんので、さりとて今後の計画もちゃんとしながら、そこは見据えて行ってまいりますので、またその情報につきましては委員の皆様にも当然お伝えしながら進めたいと思っておりますので、その点御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 今の庁舎移転のことですけれども、5月でしたよね、緊急防災・減災事業債6億円ぐらいと聞いたのですけれども、それは、その当時の話では11月ぐらいをめどに設計か、方向が出ないと期限が終わってしまうというふうな話を聞いたと思うのですが、それがあって急いでいるのだと思うのですが、実際にはこの事業債が使えるのは後ろは決まっているのですか。もし表現できれば。11月ですか、12月ですか、そういうところはありますか。もし商工会議所の移転が間に合わなかったらこれが使えないではないですか。そのあたりはもうめどがついているのですか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今、委員のお話がございました、起債の申請時期は確かに11月から12月のはじめというのもございますので、申請する際に、先ほど申し上げましたけど、予算的な裏づけということで今回補正予算として設計費でございます。おっしゃるように、商工会議所の移転先が決まらなかった場合というのは当然最悪のケースだと思いますが、そうはならないように商工会議所さんのほうも検討いただいておりますし、その時期がいつかというのはまだちょっと明確になっておりませんが移転されるという方向性はもう定められていらっしゃると思いますので、その点の情報は共有してまいります。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 補正を組むじゃないですか、それは予定どおりに、12月初旬までに商工会議所が決めてもらったらいのですが、もしそれが、移転するというのが決まってもいつというのは決まっていないでしょ、商工会議所の中では。というふうにしか見えないです、文書上は。移転しますというのは、方向は着いたと、どこかも決まっていないし、それが遅れたときにはこの事業債は使えないということなのですね。期限が切れたら使えないということではないのですか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 令和3年度で起債申請しまして、先ほど財政課長も言ったとおり、繰り越しております。令和3年度の起債申請で事業自体は4年度ということですので、4年度となりますと令和5年3月31日までが4年度の期間でございますので、その間において当然動きはあるべきと思っておりますし、委員がおっしゃられるのは最悪のケースと先ほど申しましたが、それになりますと当然起債の対象から外れる可能性はあると思っております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 起債の対象から外れては困るので、6億円幾らぐらいくのでしょから、これがなかったら財政健全化の計画はまた違ってくるのではないですか。庁舎移転もできないということになるでしょ。その辺を十分加味して、慎重かつスピード感を持ってやっていただくということをお願いします、商工会議所との交渉よ。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 委員おっしゃるように取り組んでまいりたいと思っておりますが、スピード感が大事と思っております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私も庁舎移転事業のほうで関連でお尋ねしたいのは、分散とか、今、浸水対策とかいろいろ出ましたけれども、市としての測量設計委託料を予算化した場合、大枠でいいのですけども、新しい合同ビルへ移った場合で必要な庁舎の機能は確保するということですから、例えば1階の入り口が今の庁舎のようにロビーみたいに広くするのかなとか、市議会の本会議場はどうなるのかなとか、あとさっき言ったようないろんな水道とかよそこにある分はどうなるのかなというような分で、市としては一定にその中に、合同ビルの中に全部収まるようにする場合とか、今さっき分散型とかいろいろあったのですが、市としては一定にその中に、一つに収めると、それで1階のロビーはこうなるとか、浸水対策とか、議会棟はこうなるとか、そういった各行政、事務をするための一定のイメージがあって、そういうのを議会のほうに説明してもらえれば分かりやすいかなと思うのですが、そこらはどうなのでしょう。

委員（大川弘雄君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 最終的なレイアウトといったところだと思います。

我々もある程度、委員さん言われたように、1階部分の使い方であるとかそういったものはある程度想定する中で、今回の業務発注においてどういうことができるのかというところも含めながら検討を進めていくという業務になってくると思います。その上である程度お示しできるものができたときには当然説明させていただくことになると思っております。今回の業務委託の中である程度考えていることが実際にできるかどうかというようなところの検討をさせていただきます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私が思ったのは、普通はこういった1億5,000万円で測量設計しますと、それで合同庁舎のところに庁舎機能を確保しますということで大枠はあるわけですから、そこで議会のほうに説明で、どういう活用の仕方、分かりやすく言えば、私がさっき言ったのは1階のロビーなんかは、普通は市役所はちょっと広いところがあるではないですか、そういった機能にしてやるのか、あと肝腎の議会の本会議場はどこになるのかなとか、あとは今は水道とか下水道なんかは外にあるけどもどこに配置するのかなという、さっき言ったレイアウトというのは出しても差し支えないのではないかと。しかし、出したけどもこうなったという変更は大いにあり得るのだらうと思うのですけども、そういったものがないとなかなかイメージ的に分かりにくいというのですか、見せてほしいなという、さっき言った、上下水道なんかは今外にありますけどもスペースを考えてそこが入るのかどうかという、私どもは入るのだらうと思うのですけども、それとか議会棟、ロビー、そういった大枠の分は今の段階で示すことができないのかどうかをお尋ねしたい。

委員（大川弘雄君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 平成24年以降、公共施設ゾーン整備計画という形で私も関わらせていただきながら、当時の庁舎問題特別委員会ですか、その中で一定のイメージ的なものは資料として出させていただいていると思います。我々としましてはそれをまず基本ベースとして物事を考えております。

委員長（今田佳男君） 測量設計をしてそれからという要素があるので。

委員（松本 進君） 私が思ったのは、測量設計ですから、庁舎機能の基本的な分ですよ。だから、今の合同庁舎を使うというのは決まって、あとは、その場合、さっき言った、本会議場はどうなるのかとか、そういうものは本来は市としての考え方を一応持っていて、それを設計するわけですから。

今の場合、分散型とかありましたけども、今予想にあるのがね、私は考えたのはそこへ入れるだろうという思うのだけども、そういったこと含めて、今はこうなっている分なんかをここへ全体的にまとめて、入り口は広げるとか議会はどこに置くとかという、その全体のレイアウトが市としても、仕様書というのか使い勝手、デザインというのか、それがあって測量設計をやる。それで駄目だったら予定どおりに分散でどこかに出さないといけないとかということは確かにあり得ると思うのですが、それが一つの機能で入れると、今大枠はありましたけども、そういうことは、何と何の機能をここにまとめてやるという、それができるできないかというのは確かにいろいろあると思うのですが、そのことは説明してほしいなと思ったりしたのです。

委員長（今田佳男君） 松本委員、今これをして、中を測って、使えるところとか使えないところとか出てきたりする。それをやるのでしょうか、今から。

それで、今までのあるのと違う可能性があるけれども、取りあえず使える状態をチェックして、大きさとかあれを全部確認して入るか入らないかという動きを今からすることだと思うのですが、そうではないですか。

資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 委員長の言われるとおりでございます。

今回実施設計を直接行うというところではありませんので、基本計画的なところから入っていくということになりますので、そこら辺も含めて今回の業務委託という形を発注するつもりでおります。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今、資産活用担当課長が申し上げたとおり、もともとの24年以降の中で一旦整理したものはベースとしてはございますけれども、それがそのままお出しできるものではございませんので、先ほど申し上げたように、1階部分というのは起債の申請の関係で使えない可能性も結構大きいというふうに県あるいは国との協議の中では伺っておりますので、そういったことも確認しながら、あるいはそこがもし使えないという場合には、上の中に、上というのは2階以上のところにそういったいろんな機能を収めていくときにどういう配置ができるかということも設計の中で考えて、委託業者のほうと一緒に考えながら整理をしていくということになるかと思っておりますので、そういう条件をクリアできる中でどういう形が一定にできるかというところが少し整理できれば、また皆様方のほうにもお示しながら、こういう形がどうかということで御協議させていただいて設

計というものを具体的に進めさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

委員（松本 進君） 分かりました。

ぜひ早めに、分かる範囲で早めにしていただければというふうに思います。

それからちょっとほかの分を聞きます。

先ほども出ましたが、住宅確保の問題で、具体的には3名でしたか、3名で予算化され拡充されるということでしたけれども、どういった人が対象なのかということで、いろんな社会福祉協議会の相談とかというのがありまして、所得基準とかというのがありました。

それと、今日の読売新聞なんかで、住まいを失って道の駅を転々とか当てなき車上生活とかというような記事がありました。それで、こういった対象者をどう把握するかという面では、今、社協での相談とかというのがありましたけれども、もう一つは例えば生活保護の申請とかあとそういったハローワークの相談とか、いろんなところでアンテナ張って、そういういろんな、特にコロナの影響なんかでいろんな仕事があったのがなくなる、相当大変だと、住むところさえなくなるということに対するこういう緊急的な支援だと思いますので、社協への相談という、そこも大切なのですがもう少し広げて、ハローワークとかの生活保護の申請とか、そういうことを通じた、アンテナを広げるというか、そこがやっぱり必要ではないかなということについてどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 確かにおっしゃるとおり、そういった生活困窮に係る相談というのは、特にこの事業については一旦社協で相談していただいたものが市のほうへつながれてくるというような仕組みにはなっておりますけれども、総合的なそういった困窮者への対策というのは当然社協、市、ハローワーク、それぞれ連携をしながらそういった、おっしゃられるようなアンテナは張って今現在事業を進めているというふうに理解をいたしております。したがって、住居確保にかかわらずそういった生活困窮者対策というのは様々な支援策というのがあるかとは思いますが、そういったものを複合的に活用しながら、その一部としてこういった給付事業があるというような形で御理解をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

委員（松本 進君） 最後。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 債務負担行為の分で説明がさっきありまして、11ページの中に下から3段目の水質検査業務等があります。

これは、本郷の産廃に係ってかなというのは思うのですけれども、例えば何回ぐらいどの場所を検査するのかなと、いつやるのかを含めて、場所と回数、それを教えていただけますか。

委員長（今田佳男君） 分かりますか。

もし分からなかったらまた後で。

すみません、課長、後にして。すみません、後で報告ということでお願いします。

ほかに質疑ありますか。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） すみません、先ほどの道法委員の御質問で、いわゆるひとり親家庭の支援という、ひとり親家庭として支援をいただいているものは、支援金というのは収入にはみなさないということで、これは併用が可能というふうに今確認をいたしております。

委員長（今田佳男君） 何かありますか。

道法委員。

委員（道法知江君） 確認なのですが、新型コロナワクチンの3回目接種ということで、これ多分医療従事者と高齢者、医療従事者が先で次が高齢者ということで12月から始まるという内容でよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃいますとおり、まずは12月の中旬から医療従事者の接種を予定をいたしております。その後年が明けて高齢者というふうに進んで行きまして、それ以外の方はおおむね新年度以降というふうなスケジュール感で今進めようということで理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ございますか。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） すみません、先ほどの降下ばいじんの件で、おおむね場所とい

たしまして、まず降下ばいじんの測定場所が、竹原市役所、田万里小学校……。

委員（大川弘雄君） 降下ばいじんはいい、水質のほう。

財政課長（向井直毅君） では、水質のほうを申し上げますが、田万里川、葛子川、賀茂川、それから仁賀の観音橋、それから扇橋、明神橋、江の内川、掛ノ浦の地先、こういったところで検体を採取するというふうな計画となっております。これは例年同じ場所でそういった測定場所がございますので、先ほど言ったところで随時測定をしていくというふうな計画となっております。

委員（松本 進君） ちょっと確認だけ。

だから、今の従来やっているところの検査ということで、私が言ったのは……。

委員長（今田佳男君） 別ですよ。

委員（松本 進君） 本郷に係っている分があったので、そこが入っているかどうかを確認したかったのです。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） このたびの債務負担行為については、従来どおりの検査についての債務負担ということで、委員がおっしゃるような場所については、ここは想定は今いたしておりません。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

委員（松本 進君） はい。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

では、質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退出願います。委員の方はそのままの席でお待ちください。

午前11時01分 休憩

午前11時06分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員方で会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしでよろしいですね。

なしと認めます。

ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明，質疑，答弁を踏まえ，付託議案に対する意見，今後の審査の方向性など，発言のある方は挙手にてお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 先ほども言ったのですが，以前みたいに庁舎移転に関する特別委員会というのがなくなってなかなかそういった情報が入ってこない，来にくい部分がある。例えばうちだけではなくてほかの委員会もそうだと思うのです。なかなかこういうふうな流れに来ているとかこういうふうな構想があるという発表する場がないので，委員会か全協になるかそれは分からないのですが，可能な限り情報を入れてもらえるように理事者にもう一度念押しをしていただければと思います，委員長の判断をお願いします。

委員長（今田佳男君） 議長と協議させていただいて。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今答弁がありましたように，皆さんと会話をしながらデザインなんかも決めていきたいというので，必ず聞いてからやるように言いましょう。決まりましたと出てくるのは松本さんも嫌でしょう。これとこれとこれがありますけどどうしますかみたいな形で出してもらわないと，トータルのも，あそこへ移ったらここはどうなるとかというのもそろそろ出してもらわないと市民が不安です。

委員長（今田佳男君） それは，例えば前は調査特なんかがあったではないですか，ああいう形，全議員が入ってましたけど，ああいう形のものは。

委員（大川弘雄君） そこまではいいのでは。委員会ごととか全協でもいいのでは。

委員（松本 進君） 今，川本さんが言われたように継続的に報告とかがない場合はあれだけど，そこらがあったほうが分かりやすいよね。

委員（大川弘雄君） だから，今のを含めて，大きいところは全協で，全協は説明だけなので，もっともむときは委員会で。

委員長（今田佳男君） 委員会。

委員（松本 進君） そこをどう見るか。特別委員会もうないからね。

委員長（今田佳男君） ないですからね。

委員（松本 進君） 理事者のほうも義務的にそうする気にならないと、ないわけだから。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 議長と松本委員のほうからも出たように、大体今までの流れという
と大方決まったものを出してこうですと終わっているから、僕らも少なからず、特に議場
に関しては使う側ですから使い勝手も言いたい部分も出てくるだろうし、当然市民の利用
に対しても使い勝手いいようにとって僕らもやっぱり考えないといけない部分が多々あ
ると思いますので、どういう形になるかは分からないのですが、議長と委員長には申し
訳ないのですが、いま一度確認してもらって、極力公表できるような形を取っていただき
たい。よろしくをお願いします。

委員長（今田佳男君） では、議長と相談しながら、できるだけ。

委員（道法知江君） 追加ではないですけども、財政健全化というのも所管事務調査の中
にも入っているもので、そこも含めた上で月1ぐらいを、私たちも今までのスケジュール、
過去のね、同じものの意識しか残っていないので、それも含めて開催していただければ、
庁舎の移転問題を入れていただいたほうが。

委員長（今田佳男君） 個別案件としては入っていない。

委員（道法知江君） 入っていないです。ないから所管事務調査に。

委員長（今田佳男君） ないから、所管事務の個別に入れるということであればうちにな
るので、それを勝手に入れれないと思うので。

委員（道法知江君） 入れるわけにいかない。では、財政健全化に。

委員長（今田佳男君） 議長が言われるように代表者会議等で、もしそういうのをつくる
のであればそっちのほうで話をさせていただいて。

委員（大川弘雄君） 今回に入れておけばいいのでは。

委員長（今田佳男君） 今回。

委員（川本 円君） 今回から追加で。

委員長（今田佳男君） 追加で、一番最後にありますけど、それになりますけども、入れ
るような形で。

一応方向性としては入れる方向性で検討します。

ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、質疑がないようですので、終結させていただきます。

では、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

その場でお待ちください。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について、議案番号順に順次討論、採決に入ります。

議案第57号竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案57号に反対をいたします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第9号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、法案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することにいたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので御了承願います。

それでは、その他事項に移ります。

説明員の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時15分 再開

委員長（今田佳男君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

総務企画部長より発言の申出がありますので、これを許可します。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 付託議案の審議をいただいた後にその他の事項の説明の時間をいただきましてありがとうございます。

御説明いたします案件、2件ございます。

1件目は、10月28日開催の総務文教委員会で御説明申し上げましたデマンド型乗合タクシーの実証運行に関しまして、川本委員から御質問いただいた事項へのお答えに時間をいただいておりますので、そのことについて御説明を申し上げるものでございます。

もう一点、2点目は、創業支援拠点の創設についてでございます。

これはお配りしております資料にございますように、報道発表されたものでございます。ベンチャーキャピタルの企業が本市の町並み保存地区に創業支援の拠点を開設されたものでございまして、今後の事業展開に大いに期待できるものと考えております。

この2つの案件につきまして、この後担当課長が御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長（今田佳男君） それでは、総務文教委員会、令和3年10月28日でのデマンド交通に係る質問への回答について説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） それでは、前回10月28日の総務文教委員会で川本委員にいただきましたデマンド交通に関する質問についての回答ということで御説明をさせていただきます。

委員会の御質問では、現在デマンドの実証運行を行っております仁賀地区、吉名地区における昨年度の福祉バス等の利用状況がどうであるかというお尋ねであったと思います。そちらの比較ということで資料のほうを出させていただきます。

まず、令和2年度の福祉バス等の運行状況ということで、仁賀地区につきましては、福祉バスと並行して乗合タクシーの運行をしておりましたので、それぞれの利用者数、令和2年度年間分の利用者数をそれぞれ記載しております。吉名地区につきましては、福祉バスのみの運行ですので、そちらも年間の利用者数を記載しております。

福祉バスのほうは、週1日1往復の運行ということになっております。今現在行っておりますデマンド型とも運行形態が違っておりますので数字の比較ということは単純には難しいかと思いますが、同じく年間分の利用者ということで、令和3年度についての見込みを左側の欄に記載しております。こちらは今現在運行している中でのデータとして持っております直近3か月、7月から9月の利用者実績、そこから1か月の平均利用者数を出しまして、それを12か月分ということで、年間分とみなして算出しております。仁賀地区については想定で172名、吉名地区においては1,780名、単純に平均の12倍ですので、数字としてはこのようなものを見込んでおります。なお、吉名地区については並行して走っておりました竹原安芸津線の芸陽バスについては令和3年4月1日から現在休止となっております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） 令和3年度は見込みで出されていますよね。実際問題デマンド型乗合タクシーを運行されてどれだけの人数が実際直近3か月のときに使われて、そのときの福祉バスは実際どれぐらいの人が、そこは分からないのですかね。知りたいのは割合です。デマンド型を利用された人と福祉バスを利用された方の割合というのが気になるので

すが。それがもし分かれば教えてください。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） すみません、申し訳ないです。福祉バスは、デマンドの実証をするためにこの両地区は現在運行を休止しております。なので、それとの比較というのは実際運行がないのでできておりません。すみません。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） すみません、僕の勘違いでした。ですから、吉名、仁賀地区については基本的にデマンドだけで運行されているということですね。非常に私の地元、吉名からの評価が高いので、すごい使い勝手がいいというふうな声はちよくちよくお聞きしておりますので、吉名地区、仁賀地区に限らずほかの地区もどんどんどんいい意味で波及できるように努力のほうしてやっていただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

委員（川本 円君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかがございますか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

次に、創業支援拠点の開設について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） それでは、お手元に配らせていただいております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料につきましては、立地進出企業によります報道機関へのプレス発表資料と中国新聞の切り抜きをつけさせていただきます。

説明につきましては、報道関係者へのプレス資料で説明をさせていただきたいと思えます。

まず、こちらにございますように、見出し部分ではございますが、2021年11月19日金曜日より「SAMURAI HOUSE－安芸竹原邸－」ということで、こちらに

あります株式会社サムライインキュベート様が立地したものでございます。場所については、松阪邸の隣でございます岩本様のお宅を賃貸借されまして事務所として利用されるものでございます。

こちらにありますとおり、株式会社サムライインキュベートさんは、本社は東京都港区でございますが、中四国地方の経済の中心地である竹原市に拠点を構えたものでございます。その下でございますが、広島竹原拠点開設の背景ということでございますが、まず株式会社サムライインキュベートさんの概要ですが、本社は先ほど説明させていただきましたとおり東京都港区でございますが、会社については2008年に設立をされておりました、現在資本金が約7,000万円の会社でございます。

業務内容につきましては、いわゆるベンチャービジネス、創業をされる会社に対するコンサルティングとか経営相談、またインターネットを利用しましたコンテンツサービス、システム開発、そういったもの、またスタートアップ時に投資運用をするという会社であり、また企業、団体等の人材育成をされる、そういった業務をやっているところでございますが、主には創業スタートアップ時のコンサルティング、投資運用のそういったものを行っている企業でございます。

こちらにございますように、サムライインキュベート様では2030年までに実行するビジョンとして「SAMURAI VISION 2030」を掲げておりました、国内外の投資や事業競争を通じて社会課題の解決を目指している企業でございます。その一つとして、地方都市の自治体や行政、大手企業との競争を通じてイノベーションを起こそうとする企業、組織等と伴走し、地域経済の活性化、地方のスタートアップの支援を推進しているというのがこちらの企業でございます。

少し飛ばしまして、その下でございますが、それでは竹原へのきっかけでございますが、広島は中国四国地方の経済の中心として栄える地域です。竹原は国内外の玄関口となる広島空港が近いだけでなく、広島県沿岸部の中間に位置することから、古くから交通の要衝地域として独自の経済システムを築いてきた。そういった中で、江戸時代の商家が数多く残る町並み保存地区、安芸の小京都と呼ばれておりました、瀬戸内海に浮かぶ大崎上島の玄関口でもある竹原に拠点を設けることで地方発のスタートアップの創出や瀬戸内におけるイノベーションエコシステムを構築するとともに、地方ならではの地域の魅力を生かし、課題解決に向けた支援をより活性化してまいりますということでまとめられておりますが、名前のとおり、サムライということで、会社といたしましてもこの古い町並みが

非常に気に入っていただきまして進出を決定いただいたというところがございます。

こちらの竹原拠点での活動方針としてまず3つ挙げられておりますが、1点目として、高専連携により高専初のスタートアップ創出ということで、大崎にあります広島商船高等専門学校と、呉にございますが、呉工業高等専門学校の間に位置する竹原で両学生の起業支援をやっていきたいということでありまして、こちらにありますように、当社が培ってきた創業期のスタートアップの支援、ノウハウを生かして両校と連携した企業支援を実施していきたいというのが1点でございます。

2点目といたしまして、NET-ZEROに向けたカーボンリサイクル事業創出ということでございますが、各企業、組織との連携を視野に2050年、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた事業を創出していきたいということでございます。

3点目として、混雑に依存しない観光イノベーションエコシステムの創造ということでございます。安芸の小京都とも言われる町並み保存地区の優れた観光エリアとしての特徴を生かし、スタートアップ等の連携によるイノベーションシステムの構築ということで観光に関するイノベーションエコシステムを構築していくというところでございます。

現在お聞きしているスタッフは、定期的に3人がこちらの事務所のほうを利用されるとお聞きしております。拠点の概要については、こちらありますとおり、住所は本町3丁目9番20で、岩本邸でございます、開設日は11月19日というところでございます。なお、資料といたしまして中国新聞の切り抜きを添付させていただいております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でよろしく願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 1点だけ、SAMURAI HOUSEの拠点に当たって何かしら竹原市の公的な資金の投入とかというのがあるのですか。

委員長（今田佳男君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） こちらにつきましては、本市のほうで竹原市サテライトオフィス等誘致促進助成金の事業を持っておりますが、こちらに該当いたしますので、こちらで助成をさせていただくこととしております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかございますか。

道法委員。

委員（道法知江君） 3名が居住されるということですか。

委員長（今田佳男君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 現在3名が、この企業の職員さんがいろんな各地に飛び回っておりますので、現在居住するかどうかは聞いておりませんが、定期的に3名が利用させていただくということでお聞きしております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、説明員は退室いただいて結構です。ありがとうございました。

次に閉会中の継続審査の申出についてであります。先ほど委員間討議で出ましたように、庁舎移転については、今回会議の終了までに方向性が別がないということであればうちの委員会で入れさせていただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、そういうことで入れるようにさせていただきます、庁舎移転について。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、閉会中継続審査については、庁舎移転問題を加えるということやらせていただきます。では、そのようにして議長に申し出ることにいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他委員の方から何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時30分 閉会